

令和4年度 包括外部監査の結果

概要版

仙台市包括外部監査人
公認会計士 小川高広

「下水道事業に関する財務事務の執行について」

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 事件を選定した理由

市では、仙台市総合計画として、令和3年に「仙台市基本計画（令和3年度～12年度）」及び「仙台市実施計画（令和3年度～5年度）」を策定している。基本計画は、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」をまちづくりの理念に掲げ、4つの目指すべき都市の姿を掲げている。

- I 「自然 杜の恵みと共に暮らすまちへ」
- II 「心地よさ 多様性が社会を動かす共生のまちへ」
- III 「成長 学びと実践の機会があふれるまちへ」
- IV 「進め！ 創造性と可能性が開くまちへ」

さらに上記の理念に基づき8つのプロジェクトを掲げている

- ①杜と水の都プロジェクト
- ②防災環境都市プロジェクト
- ③心の伴走プロジェクト
- ④地域協働プロジェクト
- ⑤笑顔咲く子どもプロジェクト
- ⑥ライフデザインプロジェクト
- ⑦TOHOKU 未来プロジェクト
- ⑧都心創生プロジェクト

建設局においては、4つの目標、8つのプロジェクトに様々な観点で関与している

が、「市政運営」に関連し、「公共施設経営推進」「公共インフラ災害対策」の下に、下水道事業についても、総合計画の基本理念実現に向け、取り組んでいる。下水道事業に関しては、平成 28 年度から令和 7 年度に係る仙台市下水道マスタープランが策定され、現在、仙台市下水道事業中期経営計画（後期）令和 3 年度～令和 7 年度の実施期間となっており、これまでの計画の進捗を振り返るのに適した時期といえる。

市における下水道事業は、公共下水道、地域下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の 4 種の事業を所管しており、汚水処理人口普及率は、平成 26 年度末で 99.5% に達している。下水道に関する固定資産は 6,000 億円を超えており（令和 2 年度末）、効率的かつ確実に下水道機能を維持していく必要がある。また、予算規模は、令和 2 年度決算において、収益的収支のうち収入 344 億円、支出 331 億円、資本的収支のうち収入 174 億円、支出 308 億円といった規模になっている。

また、これら下水道事業に関する事項は、近年の気象状況に伴う雨水処理状況等が市民生活に直結する身近なテーマであることから、市民の関心が高い領域といえる。包括外部監査のテーマとして、過去に下水道が取り上げられたのが平成 16 年度と相当の期間取り上げられていない。

このような中、市民に身近な下水道事業を取り上げ、これら事業の財務事務が、関係法規等に則り合規的に、かつ、時代の要請を反映した経済性・効率性・有効性を十分に追求して執行されているかについて監査を実施することは有用であると判断した。

第 2 監査対象の概要

建設局（下水道事業に関するものに限る）の実施する事業

1. 下水道経営部

（1）経営企画課

経営企画課には庶務係、経営企画係、財務係、情報管理係があり、業務内容は以下のとおりである。

係	業務内容
庶務係	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道（農業集落排水・浄化槽含む。）の広報 ・下水道事業に係る支払事務 ・下水道関係団体 ・部内事務の連絡調整 ・下水道経営部、下水道建設部及び下水道管理部（公所を除く。）の庶務
経営企画係	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業に係る重要施策の総合調整 ・下水道事業に係る経営計画の策定

	<ul style="list-style-type: none"> ・料金制度等の調査研究 ・下水道事業に係るアセットマネジメントの推進
財務係	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業に係る財務管理 ・下水道事業の予算及び決算（一般会計に係るものを除く。） ・下水道事業に係る企業債
情報管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業に係る情報システムの管理の総括 ・下水道事業に係る情報システムのセキュリティ対策の総括 ・下水道事業に係る情報化に関する企画及び調整並びに情報化の推進

（２）業務課

業務課には業務係、会計管財係、排水設備係、水質管理センターがあり、業務内容は以下のとおりである。

係	業務内容
業務係	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業に係る使用料、受益者負担金及び分担金 ・排水区域及び処理区域 ・排水設備工事事業者の承認及び責任技術者の登録並びに指導監督 ・水洗化に係る調査、統計及び指導 ・水洗化工事資金の融資あっせんに伴う利子補給
会計管財係	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業に係る資金計画、一時借入金及び資金運用 ・下水道事業に係る支出負担行為の確認 ・下水道事業に係る支出命令等の審査 ・下水道施設に係る財産管理の総括 ・下水道事業に係る土地台帳等の整備 ・下水道事業に係る契約事務（公所に係るものを除く。）
排水設備係	<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備等確認申請の受付、協議及び検査 ・農業集落排水設備の確認申請の受付、協議及び検査 ・水洗化工事資金の融資あっせんの受付、審査及び決定 ・一般事業場の除害施設の設置指導 ・取付管及び公共ますの設置
水質管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場等からの排出水に対する水質管理の指導及び監視 ・下水道施設等の水質管理の総括 ・事業場等からの排出水の水質検査 ・下水道施設等の特定化学物質及び毒物管理の総括

2. 下水道建設部

(1) 下水道計画課

下水道計画課には調整係、計画係、雨水対策係があり、業務内容は以下のとおりである。

係	業務内容
調整係	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道事業に係る交付金事業等の総括・ 工事の設計積算等の指導調整・ 技術の指導・研修・ 土地区画整理事業及び開発行為に伴う事前協議・ 下水道事業の災害連絡調整（対外的なものに限る。）・ 部内事務の連絡調整
計画係	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道事業に係る企画調査並びに施設の新設、改築及び再構築に関する計画の策定・ 新技術の調査検討・ 関係機関及び他事業との連絡調整
雨水対策係	<ul style="list-style-type: none">・ 雨水施設及び合流施設に係る新設及び再構築に関する計画の策定・ 雨水対策委員会

(2) 管路建設課

管路建設課には工事第一係、工事第二係、工事第三係があり、業務内容は以下のとおりである。

係	業務内容
工事第一係	<ul style="list-style-type: none">・ 管きよの新設、改築及び移設工事の設計及び監督 （主に青葉区、泉区。）
工事第二係	<ul style="list-style-type: none">・ 管きよの新設、改築及び移設工事の設計及び監督 （主に宮城野区、若林区、太白区。）
工事第三係	<ul style="list-style-type: none">・ 管きよの新設、改築及び移設工事の設計及び監督 （主に大規模工事。）

(3) 施設建設課

施設建設課には建設係、設備係があり、業務内容は以下のとおりである。

係	業務内容
建設係	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化センター及びポンプ場施設の建設及び改築 (土木・建築工事に係るものに限る。) ・地域下水道処理施設及び農業集落排水処理施設の改築 (土木・建築工事に係るものに限る。)
設備係	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化センター及びポンプ場施設の建設及び改築 (電気・機械設備工事に係るものに限る。) ・地域下水道処理施設及び農業集落排水処理施設の改築 (電気・機械設備工事に係るものに限る。)

(4) 河川課 (下水道事業ではないが、参考に掲載)

河川課には企画調整係、環境整備係があり、業務内容は以下のとおりである。

係	業務内容
企画調整係	<ul style="list-style-type: none"> ・一級河川 (綱木川に限る。)、二級河川 (梅田川の一部に限る。) 及び準用河川の境界確定、許認可等 ・都市基盤河川改修事業区間及び普通河川 (他課の所管に属するものを除く。) の許認可に係る事前協議 ・市域内河川の利活用等に関する連絡調整等 ・公共土木施設災害復旧事業に関する事務の総括 ・公有水面埋立免許に係る事務 (漁港区域及び港湾区域に係るものを除く。) ・仙台市河川愛護会事務局 ・名取川河川改修促進期成同盟会事務局
環境整備係	<ul style="list-style-type: none"> ・一級河川 (綱木川に限る。) 及び二級河川 (梅田川の一部に限る。) の工事及び維持 ・都市基盤河川改修事業区間、準用河川、普通河川 (他課の所管に属するものを除く。) の工事及び維持 ・河川管理施設等長寿命化・保全事業 ・河川に係る災害復旧

3. 下水道管理部

(1) 下水道調整課

下水道調整課には管理係、管路係、施設係があり、業務内容は以下のとおりである。

係	業務内容
管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・管路施設に係る災害及び事故対応 ・下水道管理者以外が行う下水道工事の協議及び承認 ・部内事務の連絡調整
管路係	<ul style="list-style-type: none"> ・管路施設の維持管理の総括 ・管きよの調査 ・下水道台帳の管理と閲覧 ・誤接続調査 ・私道公共下水道布設の総括 ・共同排水設備工事補助申請の受付、審査及び決定 ・生活扶助世帯に対する水洗化工事 ・共同排水設備の引取り
施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化センター、ポンプ場、地域下水道処理施設及び農業集落排水処理施設の維持管理の総括 ・浄化センター、ポンプ場、地域下水道処理施設及び農業集落排水処理施設に係る災害及び事故対応 ・浄化槽についての指導・啓発 ・浄化槽保守点検事業者の登録 ・浄化槽事業の運営 ・公設浄化槽の設置工事及び更新工事 ・公設浄化槽水洗化工事資金の融資あっせんの受付 ・公設浄化槽ポンプ施設等設置工事費の補助 ・既存浄化槽の引取り

(2) 下水道北管理センター

下水道北管理センターには管路管理係があり、業務内容は以下のとおりである。

係	業務内容
管路管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉区及び泉区に係る管きよの調査及び清掃並びに修繕工事の設計及び監督 ・青葉区及び泉区に係る他工事の立会い ・止水板設置補助の審査及び交付 ・センターの庶務

(3) 下水道南管理センター

管路建設課には管路管理係があり、業務内容は以下のとおりである。

係	業務内容
管路管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城野区、若林区及び太白区に係る管きよの調査及び清掃並びに修繕工事の設計及び監督 ・誤接続改善指導 ・宮城野区、若林区及び太白区に係る他工事の立会い ・止水板設置補助の審査及び交付 ・センターの庶務

(4) 南蒲生浄化センター

南蒲生浄化センターには整備係、業務係、水質管理係があり、業務内容は以下のとおりである。

係	業務内容
整備係	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの維持管理 ・センターの所掌する施設の改良工事 ・センターの庶務
業務係	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理 ・水処理及び汚泥処理に伴う業務委託、修繕等の維持管理
水質管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの水質管理 ・センターの水質及び汚泥の試験

(5) 設備管理センター

設備管理センターには設備第一係、設備第二係があり、業務内容は以下のとおりである。

係	業務内容
設備第一係	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場、地域下水道処理施設及び農業集落排水施設の維持管理 ・浄化センター（南蒲生浄化センターを除く。）の維持管理 ・センターの庶務
設備第二係	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの所掌する施設の改築（電気・機械設備工事に係るものに限る。）（施設建設課の所管に属するものを除く。）

第3 外部監査の結果及び意見

(総論)

1. 下水道事業を取り巻く環境を踏まえた目標設定について

今回、下水道事業を対象とするに当たり、市で発生する汚水の約70%を処理している南蒲生浄化センターを視察した。南蒲生浄化センターは、東日本大震災で甚大な被害を受けており、震災時の状況、復旧状況等について説明を受けた。南蒲生浄化センターでは、復旧にあたり施設をコンパクトにし、震災前よりも少ない用地で済む工夫がなされ、空いたスペースでは、太陽光発電設備、小水力発電設備を設置している。さらに、消化ガス発電設備事業を実施予定であったり、浄化センターのスペースを使い津波監視のためのドローンが運用されていたりと、進んだ取り組みをおこなっているとの説明を受けた。利用可能な用地はまだ空いており、益々の利活用がなされることを期待している。

一方、仙台駅周辺等の浸水対策はより進めて欲しく、市内各地での浸水対策や老朽化した設備への対策等は、今後も引き続き投資が必要な分野である。市の財政を取り巻く環境は楽観視できるものでもなく、人口動向も今後は減少へ転じる見込みである。そのため、下水道事業においても、中長期的な計画を立て、効果的な運用を図る必要があり、中期経営計画等の進捗について質問等を実施した。市ではリスクマネジメントの考え方を計画に採用し、投資判断基準にも活用している。しかし、リスクを十分に抑えられるだけの投資計画となっているかどうか、投資の結果、計画通りにリスクが抑え込めたのかが市民にとって分かりにくいものとなっている。今後、老朽化リスクである管路リスク、設備リスクに係る対策に投資が必要になることが想定されており、将来を見据えて、浸水・耐震リスクとバランスを取りながら抑えていくことが期待される。実施中の長期シミュレーションも活用し、料金体系の見直しを視野にいれ、中長期の経営戦略を策定し、市民が快適に、安心して暮らせる土台が維持できるよう努めて欲しい。

2. 業務体制について

業務を実施するに当たっては、適正に実施されるための仕組み、いわゆる内部統制の構築が求められる。市の事務の誤りは、市のホームページで公表されており、令和4年度も複数件公表されている。主な原因は、知識不足やマニュアルの不備とのことである。下水道事業においても、令和元年度から令和3年度の消費税の申告誤りについて、令和4年度に公表されている。今回の監査の過程でも、建設仮勘定の本勘定への振替漏れや随意契約とする理由の適用誤りが検出された。

今回の監査の対象とした部局等においても、アセットマネジメントに関連する業務を中心に業務フロー図が整備されている業務がある一方、下水道使用料等の滞納処分等、業務フロー図化や業務マニュアルの整備が十分になされていない業務もあり、そのような業務では事務誤りが生じるリスクを一定水準以下に抑え、業務の効率的かつ効果的な遂行が可能となる環境が整備されていないと言える。また、下水道事業の滞納処分処理等、専門知識が必要な業務もあり、担当者に専門知識の蓄積が求められる。現状は、滞納整理の問題を解決するなど成果を上げているが、属人的な対応での成果であり、人の異動で体制が崩れかねない。

業務を適正かつ効率的、効果的に実施するために業務フロー図、業務マニュアル等が定められ、二重チェックや上司の承認を取るなどの内部統制が構築されることが必要であり、今回検出された事項以外にも不足している業務がないか確認し改善を図ることが望まれる。

(各論)

個別検出事項

項目	区分	報告書 ページ	内容
I. 仙台市下水道事業中期経営計画（後期）による進捗管理状況について			
アセットマネジメントに基づく目標値の設定について	意見	31	<p>仙台市下水道事業中期経営計画総括レポート（平成28年度～令和2年度）においてリスクの状況の変化が図表11のとおり推移となっているが、このリスク状況の変化に対して、「地震リスク（施設）については施設の耐震化を進めた結果、N（無）リスクが増加しました。また、新たに実施した耐震診断結果によりM（中）リスクとH（高）リスクの割合が増加しており、引き続き計画的に耐震化を進めます。その他のリスクの高さは大きな変化は見られず、概ねリスクの増大を抑止できている結果となりました。」との記述がある。</p> <p>しかし、具体的な各施策において設定されている目標値（例えば施策4 地震・津波対策であれば、施設地震対策実施件数5年で24施設。（図表22）施策4の進捗レポート参照）を達成した場合に、リスクの数値がどの程度になるかなど、アセットマネジメントと具体的に連動していない。また、</p>

			<p>老朽化（設備）、地震（施設）、浸水においては、H（高）リスクの割合が高まっているが、リスクの割合が目標値になっていないため、計画どおりの施策を行ったにもかかわらず、リスクが高まったのか、計画どおりにリスクを許容内に抑え込めたのか判断できない。</p> <p>中期経営計画の目標値として、数年後のリスクについて一定割合に抑えることや、リスク算出の構成要素を目標値とすることは可能と考えられ、リスクの増大を限られた予算の中で抑えていることを見える化するためにも、リスクの数値を成果指標に組み込むことが望ましい。</p>
より長期の経営戦略の策定について	意見	32	<p>改築費用が増大してくるのは 2050 年以降であり、市の下水道使用料は、経費を回収できていることから（図表 30 経費回収率 参照）、使用料は平成 14 年度の改定を最後に改定が行われておらず、中期経営計画上也値上げは想定していない。一方で、アセットマネジメントに基づくリスク、例えば老朽化（設備）の高リスクがこの数年で増加傾向にあるなど、リスクを十分に抑制できているともいえない。使用料の在り方については現在検討中とのことあるが、アセットマネジメントを活かし、リスクを積極的に抑え、高リスクを減少させる場合には、使用料の値上げがどれだけ必要かなどのシナリオを策定し、長期の投資・財政計画の推移見込を踏まえた経営戦略を早期に策定することが望ましい。また、その際には、世代間負担の公平性を考慮する上で参考となるよう、予想損益計算書を作成することが望ましい。</p>
II. 重点横目の実施状況について			
書類の記載方法について	意見	44	<p>一部書類（設計変更通知）において、担当者によって相手方へ通知する金額の記載方法が異なっており、第三者が見た際に、誤解を生じかねない記載となっているため、設計変更通知の様式は整備されているとのことだったので、記載例等も整備し、担当者が異なっても同じ記載となるようにするこ</p>

			とが望ましい。
中期経営計画における工事計画の検証	意見	47	中期経営計画において5年間の工事計画を立案しているが、計画された工事が実際に行われたかについての検証が実施されていない。工事の遅れが、最終的に施策にも関係してくることから、計画通りに進捗しているかについて検証する必要がある。また、計画の進捗によっては、計画の見直し等につながる可能性もあることから、PDCAサイクルを実施する上でも、検証は必要である。
施策5における管理指標の設定について	意見	47	浸水対策については、仙台駅前等で浸水被害が度々起こり、市民の関心も非常に高い分野である。中期経営計画の施策5にも、「市街地における浸水リスクの低減を図ります」とある。しかし、管理指標が3つと限られていることから、計画の進捗が市民生活の改善につながっていることを実感しにくくなっている。例えば、床上浸水発生件数（10年確率降雨未満）の目標が0件とあり、それが達成されていたとしても、毎年起きている道路冠水や床下浸水の発生件数が減少しないと改善が実感しにくい。現状の0件を維持する目標も大事ではあるものの、浸水リスクの低減を適切に示す指標となっていないと思われる。今回、視察を行った仙台駅西口地区大規模雨水処理施設整備事業が完成すれば、浸水被害が低減することが期待されるが、現在の管理指標から読み取ることが困難である。そこで、内水浸水想定区域のうち浸水想定20センチ以上の面積の減少割合(〇%)や、浸水リスクのH(高)リスクの割合を減らすなど、目標値をリスクの低減が見えるような、数値にすることが望まれる。
施策3の成果指標の設定について	意見	48	施策3の成果指標については、現在設定されている「施設再編に伴うコスト縮減額」では単年度での成果が評価できない。市の予算が単年度ごとであることを勘案すると、単年度で評価できる指標について検討する必要がある。 例えば、

			<p>1) 現在設定している成果指標について、単年度ごとに成果目標を測定する</p> <p>2) 工事については中期経営計画で5年分が策定されることから、耐震対策と同様に達成率を成果指標として設定する</p> <p>3) 工事に要した金額は把握できるので、目標とする累計額に対する進捗状況を成果指標とするなどが考えられる。</p>
目標値の達成について	意見	48	<p>施策2については、成果指標である「道路陥没件数」につき目標値を達成するにあたり、今後4年間で平均実績を下回る件数に実績を押さえていかなければならない。そのためには、管路の更新計画を着実に実施するとともに、陥没による事故を未然に防ぐためにも早期の保全が求められる。予算の制限はあるが、その中で最も効率的かつ効果的な対応をすることが望まれる。</p>
焼却炉の復旧工事について	意見	49	<p>火災により稼働を停止している南蒲生浄化センター4号焼却炉で処理する予定であった1日当たり130tの汚泥については、他の汚泥焼却炉を使用するほか、埋め立て処分を行っている。他の汚泥焼却炉を使用するにしても、焼却能力には限りがあり、また、埋め立てるにしても処分できる量に限界がある。また、稼働しないことにより削減されるコストより、代替方法による汚泥処理のコストの方が多額となる。</p> <p>復旧工事は令和4年度以降になるが、この復旧工事が行われることにより、アセットマネジメントの考え方に基づいて策定された中期経営計画で実施予定の工事についても影響を与え、工事実施計画の見直しが必要となる可能性も出てくると考えられる。</p> <p>4号焼却炉については、速やかに復旧工事を実施し、早期稼働を目指すことが望まれる。</p>
焼却炉停止による成果指標への影	意見	49	<p>焼却炉停止により一時的に放流水質が悪化し、施策10の成果指標である「放流水質基準超過回数」について令和3年度実績は4回となっており、</p>

響について			<p>目標値である毎年度 0 回を達成できていない。現在は、汚泥処理を他の方法により行っており水質は改善されているが、今後も水質管理には十分に留意する必要がある。</p> <p>また、施策 12 の成果指標である「未焼却汚泥排出率」についても、目標値毎年度 3.0%以下のところ令和 3 年度実績が 3.0%となっており、達成しているものの余裕はない。今後も目標値が達成できるよう、最善を尽くす必要がある。</p>
Ⅲ. 下水道使用料等の徴収及び算定について			
下水道使用料等の滞納処分について	意見	52	<p>下水道使用料等の滞納処分について、下水道部門、納税部門、人事部門が連携し、下水道部門が納税部門と同様の滞納処分を執行していると認められるものの、専門知識を有する職員による属人的な業務遂行となっているため、下水道使用料等の滞納処分の対応方針について、詳細な事項も含めて業務フロー図化すべきである。</p> <p>下水道使用料等は強制徴収債権であり、公平な行政が実施されるよう、本来、公務員の職務は経験にかかわらず、同様の状況に対しては同様の職務が実施されなければならない。必要事項を具体的に業務フロー図化することで、業務の標準化が可能となる。</p> <p>その上で、滞納処分は徴収経験がないと分かりにくい専門的業務であるため、財産調査（預貯金照会等）、督促、差押等の滞納処分の手順を文書化し、業務引継書に含め、未経験者が担当者となっても、同じレベルの滞納処分を滞りなく進められるように、督促リストの出力方法、タイミング、催告書の発送基準、返戻の処理、預貯金照会の基準、方法等を根拠法令と実務に即して具体的に記述した業務方法書（マニュアル）が必要である。</p> <p>更に、組織の上司も、徴収に関する専門知識を理解し、適切に滞納処分に関する業務の進捗管理を実施すべきである。</p>

排出汚水量 申告書につ いて	意見	53	<p>排出汚水量申告書について、ほとんどの使用者からファックスで受け付けている。「仙台市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において、「本市の手続がもっと簡素で効率的になるよう押印や添付書類、手続にかかる処理の流れなどをBPRの視点で見直します」としており、排出汚水量申告書について、業務の効率化のため、メールによる受付促進の継続的な周知等、デジタル化を検討されたい。</p>
下水道使用 料の料金体 系について	意見	55	<p>現行の下水道使用料の料金体系については、基本使用料の基礎である基本水量が10 m³と多いこと、累進度が大都市では4番目に高い水準であること、資産維持費を含んでいないことなど、検討すべき課題がある。</p> <p>令和2年の社会資本整備総合交付金の交付要件に「使用料改定の必要性の検証に係る要件」が追加され、少なくとも5年に1度は下水道使用料の改定の必要性について検証を行うことが必要となっている。</p> <p>今回の料金改定に向けて、基本使用料、累進度、資産維持費等について、検討を進めることが望ましい。</p>
IV. 人事管理について			
業務フロー 図及び引継 書の充実に ついて	意見	62	<p>アセットマネジメントシステム業務プロセス運用ガイドラインとして、下水道事業を実施していく上で必要と思われる部分から優先的に作成されている経緯から、関係の薄い、決算業務、使用料の徴収業務等、業務フロー図の無い業務がある。</p> <p>業務フロー図の無い業務は、個人の引継書を利用しているとのことであるが、足りているか不足しているか不明であり、引継書は根拠となる法令や実務上の留意点を明示し、標準化が必要である。下水道関連以外の部署において、マニュアルの不備を一因として納税遅延等の事務の誤りが起こっており、市全体の課題ととらえた方がよい。</p> <p>今後の地方自治体においては、公務員の専門化</p>

			と業務の DX 化が必須であるが、業務フロー図は DX 化の基となるものである。業務フロー図の無い業務については業務フロー図を作成するか、引継書において業務を明確にして実施、引継ぎされたい。業務フロー図の注意事項について、クリックすると関連規程にアクセスできるような工夫を検討されたい。
下水道担当者の実務経験について	意見	62	<p>下水道関連部署の特に事務担当者について、実務経験年数が少ない構成となっている。下水道は経験とスキルを必要とする業務であり、下水道の経験者が別の業務に異動した後も、時期を見て再度下水道業務を担当させるなど、経験が蓄積されるような取り組みを、市として検討されたい。</p> <p>これからの公務員は、専門的かつ広範囲な知識・経験が必要と考える。例えば、差押等の公権力を行使するなど、十分な経験と高度な専門知識が必要な徴収業務であれば、業務課において令和 3 年度に実施したように、まずは所属長等の管理職に徴収事務経験者を配置し、納税部と組織的に意見交換、情報交換のうえ局内で滞納処分の方針の整理を行うなど、滞納整理に必要な環境の整備を図ったうえ、納税部等から徴収業務に係る専門知識を有する担当者を配置し、徴収事務に関する経験と専門的な知識を市の徴収事務を有する全ての部局に波及させ、市全体の未収額を機動的・合理的に圧縮していくことなどを市全体として取り組むことが望ましい。</p>
V. 契約について			
南蒲生浄化センター廃油処理業務委託の随意契約理由について	指摘	66	南蒲生浄化センターの廃油処理業務委託（契約期間 令和 3 年 7 月 30 日～令和 3 年 8 月 31 日 契約金額 123 千円）について、特命随意契約を行っているが、見積執行何に特命とする理由が記載されていなかった。本件は、予定価格の設定時には複数事業者から参考見積を入手していることから、本契約において特命随意契約とする合理的な理由はない。本来であれば、少額随意契約扱いとし

			て複数事業者から見積書を入力して契約先を決定する必要があったため是正されたい。
VI. 資産管理について			
建設仮勘定の本勘定への振替漏れについて	指摘	73	<p>令和 3 年度末の建設仮勘定のうち、工事が完了しているにもかかわらず、単に本勘定への振替漏れにより滞留となっている建設仮勘定が、合計 7 件、合計金額にして約 1 億 6 千万円検出された。</p> <p>地方公営企業の決算は、議会の認定に付され、決算の要領は住民に公表されるものであるが（地方公営企業法第 30 条第 4 項、同第 7 項）、この建設仮勘定の滞留の結果、令和 3 年度以前の決算書類において固定資産の勘定科目が適切に開示されていないことのみならず、本勘定への振替が漏れているために減価償却計算が開始されておらず、市の令和 3 年度以前の損益において減価償却費の費用が過小に計上されていたことになる。</p> <p>また、市の将来の収支予測には各年度の決算数値が基礎になると考えられるが、減価償却費の計上が過小であることは、この将来の収支予測の算定においても影響を与え、市の経営戦略の投資・財政計画とその実績との乖離要因になり得る。</p> <p>そのため、市は、決算の議会及び住民への説明責任を適切に果たす重要性を再認識するとともに、将来の収支予測の算定を適切に行うために、滞留している建設仮勘定を本勘定に速やかに振替、減価償却計算を開始すべきである。そして、建設仮勘定の滞留理由を踏まえ、建設仮勘定の本勘定への振替漏れを防止又は発見する内部統制を整備及び運用する必要がある。その内部統制としては、毎事業年度の決算業務において、建設仮勘定の計上理由の妥当性を個別に確認する等、建設仮勘定の滞留を把握するマニュアル等の決算業務手順を定めて実際にそれを運用することが考えられる。</p>
固定資産の実地照合の規定の明確	意見	76	<p>市は、「仙台市水道局会計規程」第 161 条の規定等を参考に、「機械及び装置に係る実地調査実施要領」との関係を整理した上で、財務規則において、</p>

化について			地方公営企業会計としての固定資産の实地調査に係る対象及び手続等の明確化を図ることが望ましい。
減損会計の固定資産のグループ化及び減損の兆候判定について	意見	79	<p>土地以外の固定資産についても、その遊休状態の可能性を把握し、減損の兆候の判定の対象に含めることが適当であると考えられる。</p> <p>また、各事業年度の決算業務において、指針の例示への当てはめも含め、減損の兆候に該当する状況が無いことの判定結果を文書として残し、その判定過程を明確化することが望ましい。</p>
VII. 繰入金状況について			
平成18年度以降の建設改良費の5%部分の基準外繰入における繰入方針の明確化について	意見	83	<p>建設改良費（国庫補助金相当額除く）の5%分の基準外繰入について、平成18年度以降において固定資産の減価償却に対する繰入と当該5%分の繰入が重複した状況になっているが、当時の協議内容が不明であった。</p> <p>固定資産の減価償却に対する繰入と当該繰入が重複する状況にあるため繰入方針について改めて検討されたい。</p>
VIII. 財務管理及び財務報告について			
未収金貸倒引当金の計上根拠について	意見	91	<p>未収金貸倒引当金について、債権分類方針や貸倒実績率の算定方法が規程等に定められておらず、計算プロセスや計算式及びコメントが入ったExcelシートを用いて計算している。当Excelシートで正確な計算は可能であるが、業務が担当者独自の解釈に基づき属人的に行われ、業務の質を一定に保つことができなくなることを防ぐため、担当者が交代する際に引継ぎを円滑に行えるようにするためにも、規程やマニュアル等により債権分類方針及び貸倒実績率の算出方法等を定めることが望ましい。</p>
貸倒損失の計上区分について	意見	91	<p>前期計上の貸倒引当金の金額を超えた部分の貸倒損失について、前期以前の徴収分は過年度損益修正損、当期徴収分はその他特別損益に計上されている。貸倒引当額の過不足が計上時の見積り誤</p>

			りに起因していないため、科目を分けるのではなく1つの科目として計上することが望ましい。
IX. 情報セキュリティについて			
下水道情報システムのログイン用パスワードの設定について	意見	98	<p>ログイン用パスワードについては、内閣サイバーセキュリティセンター作成の「インターネットの安全・安心ハンドブック」において「英大文字小文字+数字+記号混じりで10桁以上」が安全圏として推奨されている。</p> <p>下水道情報システムについては閉域網で運用されていることから、この推奨基準の対象となるものではないが、覗き見等によるパスワード流出及び不正ログインの防止のためには、より安全性の高いパスワードを設定することが望ましい。</p> <p>なお、システムの制約等で対応が困難な場合は、パスワード変更の間隔をより短くするなど暫定的な対応でも一定の効果が得られるが、システム再構築等の機会を捉えて、安全性の高いパスワードの入力を求める仕様としていただきたい。</p>